



土地賃貸借契約書

所在地 高野町三丁目十二番五

地積 五拾貳・四参 平方米 (拾五・八六 坪)

賃借料 一ヶ月 金九万六千七百四十円也 (三・三三 六万拾 円の割合)

当事者間において土地賃貸借のため前記賃借料を以て賃借したるにつき左記条項の契約を締結した

- 第 一 条 貸主 [redacted] を中とし借主 [redacted] をことする。甲はこに
を目的として賃貸し、その使用をなさしめることを約し又乙はこれを賃借し、その引渡しを受けた。
賃料は甲の指定の場所までに [redacted] ヶ月分を前納として、以後これに準ずる。
- 第 二 条 土地賃貸借の期間は平成[redacted]年[redacted]月[redacted]日より満[redacted]年とする。
- 第 三 条 契約期間内でも土地の繁盛、物価の暴動、又は土地固定資産税の増加、或は近隣土地賃料増加等により不相当となつた時は増額を協定するものとする。但し土地の租税その他公課は甲の負担とする。
- 第 四 条 乙は賃借地内において危険または衛生上有害その他近隣の妨害となる様な業務または施設をしないものとする。
- 第 五 条 乙は甲の書面上の承諾を得ず、又は借地法第九条の二による当該裁判所の許可以前に左の行為をしてはならない。
一、賃借地の譲渡、若しくは土地上の建物を売買、譲渡するとき。
一、土地の一部又は全部を転貸若しくは他人に使用させるとき、或は土地の一部を任意返還するとき。
一、土地の形状を変更したり、建物を増築、改築または新築するとき。
- 第 六 条 乙が甲の承諾を得、または得ずしてなした地形の変更は、明渡しの際に自費でこれを原状に回復するものとする。若しこれを怠るときは甲は乙の費用負担において任意にこれを遂行することが出来る。
- 第 七 条 左の場合には甲は本契約を解除することが出来る。この解除があつた時は異議なく明渡を履行せねばならない。
一、賃料の支払いを怠つた時、或は乙が他の債務のため強制執行、執行保全処分を受け、又は乙に対し破産手続、競売の申立があつたとき。
一、土地の全部又は一部が公共事業のため買収又は使用されるとき。
一、その他本契約に違反したとき。
- 第 八 条 乙は期間満了に際し契約の更新を請求しないとき、又は前条に因り本契約終了のときは地上の建築物及び附従物件を収去して土地を返還するものとする。若し乙が右工作物を収去しないときは、甲がこれをなし、その費用を乙に請求できるものとする。
- 第 九 条 本件契約に関し紛争を生じたる場合は双方其関係法規並びに慣習に従つても道義的に解決する事。
- 特約条項

右契約の証として、本契約書を二通作成し各自署名捺印の上各意通を保有する。

平成二十一年九月十四日

貸主	住所	[redacted]	氏名	[redacted]
借主	住所	[redacted]	氏名	[redacted]
仲介人	住所	[redacted]	氏名	[redacted]
取引主任者	住所	[redacted]	氏名	[redacted]